

小千谷市ホームページ広告掲載取扱要綱

(平成20年2月4日告示第6号)

(目的)

第1条 この要綱は、小千谷市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）における広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の範囲)

第2条 市ホームページに掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市ホームページの公共性、公益性及び品性を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 特定の意見の主張又は特定の個人若しくは団体等の意見広告に関するもの
- (6) 青少年の健全育成又は消費者保護の観点から不相当と認められるもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載することができる広告の内容その他の基準は、市長が別に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル、横120ピクセルであること。
- (2) データが、GIF形式又はJPEG形式であること。
- (3) アニメーション、ロールオーバー等の画像が変化しないものであること。
- (4) データの容量が4キロバイト以下であること。

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとし、広告の位置及び広告枠の数は、必要に応じて市長が定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、第9条の規定により市長が掲載を決定した期間とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠当たり月額1万円とする。

2 1回の掲載申込が6か月分を超えるときは、掲載料の合計から以下のとおり割引することとする。

(1) 6か月分以上11か月分以下 10%

(2) 12か月分 15%

(広告の掲載の募集)

第7条 市長は、広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)を募集する場合は、市ホームページへの募集記事の掲載その他の方法により公募するものとする。

2 前項の公募は、広告枠を新たに設けるとし、又は広告の掲載数が広告枠の数に満たないときに、随時行うものとする。

(広告の掲載の申込み)

第8条 申込者は、小千谷市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に必要な資料を添えて、市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 本市の市税を滞納しているもの及び暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由があると認められる者は、掲載を申し込むことができない。

(広告の掲載の決定)

第9条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前条の規定により申込みのあった広告の件数が、第4条の規定により市長が定める広告枠の数を超えたときは、次の各号に定める順位により掲載する広告を決定するものとする。この場合において、順位が同じ広告が複数あるときは、掲載を希望する期間が長いものを優先するものとする。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他の非営利団体の申込みによるもの

(2) 第2順位 民間企業のうち、電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業の申込みによるもの

(3) 第3順位 市内に事業所を有する民間企業又は自営業者の申込みによるもの

(4) 第4順位 前3号に掲げる以外のもの

(5) 第5順位 第1号から前号までに掲げる広告のうち、掲載を希望する期間の初日の前12月の間において、6月を超えて広告を掲載しているものの申込みによるもの

3 前項の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、市長が行う抽選により決定する。

4 市長は、第1項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、小千谷市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。

（広告掲載料の納付）

第10条 前条の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、第6条に規定する広告掲載料を、市長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の還付）

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、天災その他広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなったと市長が認めた場合は、その掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第18条の規定による広告主の申出により広告の掲載を中止した場合であって、広告の掲載決定期間内に掲載しなかった期間が3月以上あるときは、その掲載しなかった期間から2月を減じた期間に応じ、広告掲載料を還付するものとする。この場合において、掲載しなかった期間に1月に満たない日数があるときは、これを切り捨てて還付する額を計算するものとする。

3 前2項の規定により広告掲載料を還付する場合は、利子を付さない。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告主は、掲載しようとする広告の原稿（以下「画像データ」という。）を作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により画像データの提出があったときは、その内容及びリンク先の内容を確認するものとする。

3 市長は、前項の確認の結果、画像データが適当でないとき、広告主に対し、その内容又はリンク先の変更を求めることができる。

(掲載決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (2) 指定する期日までに画像データの提出がないとき。
- (3) 前条第3項の規定による市長の求めに広告主が応じないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(広告の削除等)

第14条 市長は、広告の掲載後において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主への催告その他の手続を要することなく、掲載した広告を削除し、又は掲載を一時中止することができる。

- (1) 広告の内容が第2条第1項各号に該当することとなったとき。
- (2) リンク先のホームページの内容がこの要綱又は第2条第2項の規定による基準に違反することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(損害の賠償等)

第15条 市長は、前2条の規定により広告の掲載の決定を取り消し、又は広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(広告の内容等の変更)

第16条 市長は、広告の内容等がこの要綱の規定に違反し、又は適当でないと認める場合は、広告主に対し、その内容等の変更を求めることができる。

- 2 広告主は、広告の掲載決定期間内において、画像データ又はリンク先を変更することができる。
- 3 広告主は、前項の規定により画像データ又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の7日前までに、小千谷市ホームページ掲載広告変更申込書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(掲載期間の延長)

第17条 市長は、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなかつたと認めたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載決定期間を延長することがで

きる。ただし、広告を掲載できなかつた期間が1日に満たない場合は、掲載決定期間の延長を行わない。

(広告の掲載の中止)

第18条 広告主は、広告の掲載を中止しようとする場合は、掲載を中止しようとする日の7日前までに小千谷市ホームページ広告掲載中止申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申出書の提出があつた場合は、その広告を掲載しないものとする。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、その広告及びリンク先のホームページの内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、その広告等に関して第三者から損害賠償その他の請求が本市に対してなされた場合は、広告主の責任と負担においてこれを解決しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に決定された広告の掲載については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

小千谷市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

小千谷市長 あて

申込者

住 所 _____

団体、法人等の名称 _____

代表者職氏名 _____

小千谷市ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。なお、小千谷市が市税の納付状況を調査することに同意します。

記

掲載希望期間	年 月から 年 月まで（ か月）	
掲載内容及びリンク先 URL	掲載内容は別紙のとおり http://	
業 種		
連絡先	住 所	
	電話／FAX	電話 FAX
	E-mail	
	担当者氏名	

第 号
年 月 日

様

小千谷市長 印

小千谷市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付で申込みのあった小千谷市ホームページの広告の掲載については、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

○掲載します。

掲載内容及びリンク先URL	掲載内容は別紙のとおり リンク先 http://
掲載期間	年 月から 年 月まで（ か月）
広告掲載料	円 年 月 日までに同封の納入通知書により納めてください。
広告原稿（画像データ）提出期限	年 月 日
掲載条件	小千谷市ホームページ広告掲載取扱要綱の規定を遵守すること。

○掲載しません。

理由	
----	--

様式第3号（第16条関係）

小千谷市ホームページ掲載広告変更申込書

年 月 日

小千谷市長 あて

申込者

住所 _____

団体、法人等の名称 _____

代表者職氏名 _____

電話番号 _____

小千谷市ホームページに掲載する広告の内容等を変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 変更内容

区 分	画像データ	リンク先URL
現 行		
変更後		

2 変更後の広告を掲載する期間

年 月 日～ 年 月 日

様式第4号（第18条関係）

小千谷市ホームページ広告掲載中止申出書

年 月 日

小千谷市長 あて

広告主

住所 _____

団体、法人等の名称 _____

代表者職氏名 _____

小千谷市ホームページに掲載している広告の掲載を中止したいので、下記のとおり申し出します。

記

掲載を中止する期間	年 月 日～ 年 月 日	
掲載を中止する理由		
連絡先	住 所	
	電話／FAX	電話 FAX
	E-mail	
	担当者氏名	